令和５年度嬬恋村上水道水質検査計画

　水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中枢をなすものです。

　嬬恋村の水道では、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

１．基本方針

① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓）で行い、配水系等ごとに実施します。また、原水についても検査いたします。

② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

④ 水質基準項目の検査は、おおむね月１回行うこととされている項目については月１回、その他の項目は、概ね３ヶ月に１回とします。

⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果及び、水源付近の環境等を考慮して定めます。

２．水道事業の概要

　①　給水状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  区　　分 |  内　　　　　　容 |  |
|  |  給水区域 |  嬬恋村大字大笹、大前、鎌原、芦生田の |  |
|  |  |  各地区の一部 |  |
|  |  計画給水人口 |  ５，１００人 |  |
|  |  計画一日最大給水量 |  １２，０００ｍ３ |  |
|  |  一日平均給水量 |  ４，６２６ｍ３ |  |

　　②浄水施設の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  浄水場の名称 |  所　在　地 |  水　源 |  処理方式 | 一日平均浄水量 |  |
|  |  第一浄水場 | 鎌原字湯本地内 |  | 原水の水質が |  2,042m３/日 |  |
|  |  第二浄水場 | 鎌原字広川原地内 |  湧　水 | 良好の為塩素 |  2,091m３/日 |  |
|  |  第三浄水場 | 大笹字大平地内 |  | 消毒のみ |  494m３/日 |  |

３．原水及び浄水の水質状況

　第一浄水場の原水にはフッ素が含まれているが、第三浄水場から送られてくる水との混合により対処している。

　水道水は水質基準をすべて満たしており、安全でおいしい水をお届けしております。

４．検査地点

　採水は浄水場の系統ごとに給水栓で行います。第一浄水場は西窪地区が末端となりますので、西窪配水池流入前の給水栓で採水します。第二浄水場は主に別荘地への給水であるため、末端付近となる嬬恋の郷管理事務所で採水しています。第三浄水場からは第一浄水場への送水のみとなりますので、第一浄水場内で採水します。

５．検査項目

（１）浄水

　　①　毎日の検査項目

　　　　　色、濁り、残留塩素

　　②　１ヶ月に１回の検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）**Ｐ**H値、味、

臭気、色度、濁度

　　③　概ね３ヶ月に１回の検査項目

・消毒副生成物１２項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

　・省略可能の項目

省略可能項目（３０項目）のうち、過去の検出状況（過去３ケ年の検査結果が基準値の１／１０を超過した項目）により判断した項目

　　　 ただし、上記以外の省略可能項目については、水質が良好で安全であることを確認するため、３年に１回検査を実施します。

　（２）原水

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた項目とクリプトスポリジウム指標菌については、２年に１回検査を行います。

６．検査頻度

（１）浄水

別紙計画表参照

（２）原水

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採水場所 | 検査頻度 | 実施予定 |
| 第１上水道 | ３年に１回 | 令和６年 |
| 第２上水道 |
| 第３上水道 | 令和５年 |

７．臨時の水質検査

　水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

　　①　水源の水質が著しく悪化したとき

　　②　水源及び、浄水施設に異状があったとき

　　③　水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき

　　④　その他、特に必要があると認められたとき

８．水質検査の方法

　前記５．（１）の検査項目①（毎日の検査項目）については、嬬恋村役場職員が、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、行います。

前記５．（１）の検査項目②、③、（２）（毎日の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第２０条第３項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④を満たす検査機関にします。

①　水質検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関

②　水質基準５１項目すべて自社分析できる検査機関

③　緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも３日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関

④　検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知・通達、及び上水試験方法等によって行う

以上により、本年度の水質検査は群馬県薬剤師会環境衛生試験センターに

委託します。

９．水質検査計画及び検査結果の公表

　　　水質検査計画や水質検査結果については、ホームページで公表します。また、上下水道課でも閲覧できるようにします。

　　　検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。